

院内保育室の運営方法見直しが提案 2012年の交渉確認と異なるため再協議

院内保育見直し交渉

院内保育あり方交渉を3月25日、実施した。当局は、病院の統合再編・建替整備に伴う人材確保、診療報酬の加算算定の取扱いなど、取り巻く情勢の変化による課題に対応するため、夜間・休日利用、病児・病後児保育の実施を検討していくこととし、運営方法を委託方式に切り替えたい。また、それに伴い、保育士等の職員数不足が大きな課題となっている、こども家庭

センターの一時保護所で勤務してもらいたい、と提案した。これは、2012年の交渉確認である「今後も院内保育室で保育士として働き続けることができるよう最大限の対応をする」とを反故にするものであり、到底納得できるものではないため、今後、保育部会としての意見集約を踏まえ、改めて協議の場を持つことを確認した。

1. 交渉確認の反故
組）院内保育のサービ
拡充を図る上で委託化
したい、淡路は特例措
置を終了し、2名共再
任用に移行する202
2（R4）年4月から
委託化したい、との説
明であった。

環境の改善を実現でき
ないことは非常に不本
意であることから、大
変難しい判断ではある
が、苦渋の決断を行っ
たところである。

2. 一カ所に集約できな
いのか
組）これまでの交渉で当
局は、「責任ある体制
は正規3名」と説明し
てきた以上、その条件
を満たしていれば直営
を堅持すべきではない
のか。また、どこか一
か所に集約して、直営
で運営することも考え
るべきではないか。

9. 13の交渉で確認し
た「今後も院内保育室
で保育士として働き続
けることができるよう
最大限の対応をするこ
と」を反故にするもの
ではないか。
当）あり方協議に基づく
確認事項は重く受け止
めており、この間、そ
の内容を十分踏まえた
上で、取り巻く情勢の
変化に対応した保育サ
ビスの提供ができない
か検討してきた。

しかし、夜間・休日、
病児保育といったサー
ビスを提供するために
は、現在の保育士数で
は対応が困難であると
考えている。
「保育士の皆さん方
が働き続けることがで
きるよう対応すること」
は我々の責務であるが、
一方で「保育サービス
を充実させることで、
職員の皆さん方に安心
して働き続けていただ
くこと」も我々の責務
である。

皆さん方との確認事
項に基づき誠実に対応
することが我々の基本
姿勢であるが、その結
果、多くの職員の勤務

当）平成24年度の協議に
おいて、院内保育室の
責任ある体制として、
「始業から終業まで、
早出から遅出までの全
ての時間帯に正規職員
を配置する必要がある
職員は、正規職員を3
名以上配置する必要が
ある」と説明させてい
ただいた。

正規模職員3名以上と
いうのは、院内保育室
の利用時間を平日の日
勤帯とすることを前提
にした体制であり、利
用時間を夜間・休日に
拡大するのではあれば、
3名では物理的に全て
の時間帯に正規職員を
配置することができな
くなる。

また、職員の集約配
置による直営の継続に
ついては、考え方の一
つとしてそのような方

法もあるが、①保育士
の皆さん方の住所地や
年齢等の人事異動にか
かる諸条件、②集約に
よって提供可能となる
サービスの範囲、③持
続可能な経営の観点を
考慮すると、我々とし
ては、ご指摘の方法は
現実的には難しいので
はないかと考えている。
保育士の皆さん方が
これまで培ってこられ
た知識や経験を活かし、
これからも兵庫県の保
育士として長く勤務し
て頂くことを考慮する
と、一時保護所で勤務
することも選択肢の一
つになるのではないかと
考えている。

3. スケジュール
組）夜間・休日、病児保
育の実施といったサー
ビスの拡充を検討する
と言われたが、検討の
スケジュール感につい
ては、どのように考え
ているのか。

当）西宮病院とがんセン
ターは、新病院整備に
かかる設計とともに検
討していくことになり、
加古川医療センターに
ついては、正規職員3
名という確認事項に配
慮しつつ、職員のニー
ズを踏まえて検討して
いきたいと考えている。

4. がんセンターは西宮
と条件が異なる
組）人材確保のための保
育サービスク拡充につ
いては、西宮は現行より

病院規模が拡大するた
めその必要性はあると
思うが、がんセンター
は現地建て替えであり、
西宮と条件が異なるので
はないか。

当）西宮病院とがんセン
ターでは、新病院整備
にかかる諸条件が異な
るため、保育サービス
の拡充にかかるニーズ
に差があると考えてい
るが、人材確保対策は
もとより、がんセンター
で勤務する職員に対す
る勤務環境の改善は必
要であると考えている。

県立病院間で保育サー
ビスに大きな差がある
ことは課題であると考
えており、各病院の職
員のニーズを踏まえつ
つの検討となるが、す
べての病院において少
なくとも一定水準以上
サービスが提供できる
ように対応したいと考
えている。

5. 淡路の特例措置
組）淡路の特例措置につ
いては、2名共が再任
用に移行する段階で、
委託との説明であった。

確認

組合）2012年の交渉は、「これで
定年まで院内保育室で保育士と
して働き続けられる」と思った
から、区切ることができた。こ
のたびの提案は、その時の確認
と全く内容が異なる。今後、意
見集約していくので、改めて、
協議の場を持ってもらいたい。

当局）はい、分かりました。

当局の提案内容（要旨）

1. 取り巻く情勢の変化

この間の最も大きな動きは、統合再編・建替整備である。病院の老朽化の問題もあるが、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」により、公立病院の経営の効率化や再編・ネットワーク化、地域医療構想を踏まえた役割の明確化が求められるようになり、全国的に病院統合の議論が加速してきた。

この流れの中で、県立西宮病院と西宮市立中央病院を統合再編の協議が進み、平成31年1月に統合にかかる基本協定を締結し、阪神圏域における中核的な医療機関として、高度急性期医療を担う新病院の整備を進めている。

新たな西宮病院の病床数は552床の計画であり、現行から大幅に増加するため、医師、看護師を始めとした人材の確保が大きな課題である。

また、がんセンターについても、平成31年3月にあり方検討委員会から現地建替の方向性が示され、県内がん医療のリーディングホスピタルにふさわしい最先端のがん医療を提供する新病院の整備を進めている。

がんセンターについては、単独の建替整備であるが、最先端の高度ながん医療を提供するとともに、医療機関に対する教育・研修や先進的な治験など、臨床研究を充実させることから、こちらも求められる専門性を備えた人材の確保が課題である。

2. 診療報酬の施設基準

近年、診療報酬の施設基準に、医療従事者の勤務環境改善の取組みを評価する内容が増加しており、院内保育に関係するものとして、「看護職員夜間配置加算」、「急性期看護補助体制加算」の施設基準の項目の一つに、「夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、交替制勤務の医療従事者の利用実績がある」との要件がある。

現時点においては、選択項目の一つであるため必ずしもこの要件を満たす必要はないが、夜勤を行う医療従事者の負担軽減の取組みについては、診療報酬上の評価がより一層高まることが予想され、今後の診療報酬改定に備え、県立病院においてもこの要件を満たしておく必要があると考えている。

3. 県内の保育所の利用状況等

待機児童対策、保育の無償化に伴う利用需要の増加に対応するため、県と市町が連携して保育所整備を推進しており、県内の保育所の総定員は10年前の1.4倍、約33,000人増加している。そのような状況おいて、自宅の周辺の保育所に入所できるのであれば、地域子ども達と共に過ごすことを望む職員も多いため、院内保育室を利用する職員が減少することはやむを得ないことであるが、一方で、院内保育室は送迎の利便性が高いというメリットを活かし、夜間・休日の利用や突発的な事情による一時利用、また超過勤務となった場合の延長保育など、一般の保育所では難しい柔軟な対応を行うことが、今後、院内保育室に求められるニーズではないかと考えている。

4. こども家庭センター・一時保護所

増大する虐待相談など児童問題の多様化・複雑化は大きな社会問題となっており、児童の一時保護需要の急増にかかる対応は喫緊の課題であり、県政の重要課題の一つである。

県の一時保護所を利用できず、乳児院や児童養護施設などに直接入所するケースが10年前の約6倍に増加していることから、中央こども家庭センターの一時保護所を改修し、児童定員の増員が図られた上、阪神間にも一時保護所を新設する計画が進められており、施設に整備に合わせたセンターの体制強化、職員の増員が急務となっている。

5. 院内保育室の運営の見直し内容

院内保育室の運営にかかる今後の方針として、夜間・休日利用、病児・病後児保育の実施といったサービスの拡充を順次検討していくこととし、サービス拡充に柔軟に対応できること、さらに経営の持続性の観点も考慮した結果、運営方法を委託方式に切り替えたいと考えている。

現在、尼崎総合医療センターでは、休日保育と水曜日・金曜日の24時間保育、また病児・病後児保育を実施しており、委託業者の保育士13人が交替で勤務している。尼崎並のサービスは行わないとしても、これらの保育サービスを直営で行うとすれば、会計年度任用職員の増員で対応することとなるが、そうした場合は非常勤職員に頼るウエイトが相当高くなり、責任ある体制の確保が困難になるなど課題が多いと考えており、我々としては、委託方式への切り替えが妥当であると考えている。

その上で、淡路医療センターについては、現在、地域的な事情を考慮して、特例措置として正規職員2名と会計年度任用職員数名により直営を継続しているところであるが、正規職員2名が定年となり、ともに再任用になる令和4年3月をもって特例措置を終了し、令和4年4月から委託方式に切り替えたいと考えている。

平成24年度のあり方協議の確認事項である「今後も院内保育室で保育士として働き続けることができるよう最大限の対応をすること」については、取り巻く情勢の変化に伴い見直さざるを得ないが、先程申し上げたこども家庭センターの一時保護所で勤務していただくことを提案したいと考えている。

一時保護が必要なケースが増加する一方で、保育士等の職員数不足で一時保護所の運営に大変苦慮している現状を目の当たりにすると、我々としては、同じ県の組織で働く一員として連携・協力が必要ではないかと考えている。